

# 商品概要説明書

マイカーローン「ジョイ」

(令和6年4月1日現在)

商品名	マイカーローン「ジョイ」
ご利用いただける方	<p>○当JAの組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</p> <p>また、お借入時の年齢が71歳以上の方は、当JAに農産物代金の入金、年金振込指定、給与振込のいずれかがある場合に限ります。</p> <p>○前年度税込年収が150万円以上ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</p> <p>○原則として、勤続(または営業)年数が1年以上ある方。</p> <p>○原則として居住実態が確認できる方(申出のあった住所の確認ができることとします)。</p> <p>ただし、自営業者の方(非農業者に限ります。)については、ご本人またはご家族の持家であることとします。</p> <p>○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族(2親等以内)が必要とされる次のご資金が対象です。</p> <p>ただし、事業資金(営業用自動車等)は除きます。</p> <p>① 自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす(中古車を含む)の購入資金または購入に付帯する諸費用(取得税、自動車税、重量税、自賠責共済掛金(保険料)、自動車共済掛金(保険料))</p> <p>② 自動車等の点検・車検費用</p> <p>③ 運転免許の取得のための資金</p> <p>④ カー用品(カーナビ等)の購入資金</p> <p>⑤ 車輜修理費</p> <p>⑥ 車庫建設資金(建設費が100万円以内のものとしてます。)</p> <p>⑦ 他金融機関のマイカーローンの借り換え資金</p> <p>信販会社およびディーラーが取扱うクレジット会社を含みます。</p> <p>⑧ 現在、JAまたは他金融機関でお借入中のマイカーローンの既借入金残高と、新たに必要となる資金との合算資金</p> <p>ただし、車の買替時に限ります。</p>
借入金額	○5万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	<p>○据置期間(最長1か月)を含む6か月以上15年以内とします。</p> <p>○ただし、10年を超える場合は以下の場合とします。</p> <p>① 新車の購入</p> <p>② 借換の場合は、原則として現在お借入中の自動車資金の残存期間内としますが、15年から当初お借入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</p>

借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p><b>【変動金利型】</b> お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日のパーソナルプライムレート I を基準に決定し、それぞれ翌月の4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート I）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p><b>【固定金利型】</b> お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。特定月返済分はお借入金額の50%以内（1万円単位）とし、年2回の特定月は3か月以上の間隔を空けてご指定いただけます。</p>
担保	<p>○不要です。</p>
保証人	<p>○当 J A が指定する保証機関（島根県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>
保証料	<p>○ご融資時に一括で金額・期間に応じた保証料（年率 0.40%～0.65%）をお支払いいただきます。</p>
手数料	<p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合手数料は無料です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料は無料です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合支店または本店金融部金融企画課（電話：0852-67-7741）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部金融企画課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島弁護士会（電話：082-225-1600）</li> <li>・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）</li> <li>・ 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）</li> <li>・ 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）</li> </ul>

	<p>・岡山弁護士会、公益社団法人民間総合調停センター（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。</li> </ul> <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>○書面契約の場合、印紙税が別途必要となります。        なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、0～5,500円の電子契約手数料（消費税込み）が必要となります。</li> <li>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

J Aしまね